日本ボーイスカウト福岡県連盟北九州地区協議会規約(案)

第１条（名称）

本地区は、日本ボーイスカウト福岡県連盟北九州地区（以下「地区」という。) と称する。

第２条（設置と構成）

日本ボーイスカウト福岡県連盟（以下、「県連盟」という。）規約、地区区分に関する施行細則に定めるところにより、ボーイスカウト日本連盟に加盟した単位団（以下「加盟団」という。）をもって、本地区を設ける。

２ 地区の事務局は、北九州市戸畑区夜宮1－2－1夜宮青少年センター内におく。

第３条（設置目的）

地区の設置目的は次のとおりとする。

(1) 県連盟の方針及びプログラム等を地区内で効果的に実施し、かつ、地区の実情を県連盟の施策に反映させること。

(2) 各団相互及び地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的な協働を図ること。

(3) 各団の独立と主導性を妨げることなく、地域内のスカウト運動（以下「本運動」という。）を普及すること。

第４条（地区協議会）

地区の設置目的を達成するため、地区内の加盟団で構成する地区協議会を開催する。

２ 地区協議会は、地区協議会長の招集により、必要に応じて随時開催され、議長は地区協議会長またはその指名を受けたものがあたる。

３ 地区は、県連盟総会の前に地区総会としての地区協議会を開催し、次のことを行う。

(1)名誉地区協議会長、名誉地区副協議会長、地区協議会長、地区協議会副会長、参与、相談役、地区委員長、地区副委員長、運営委員会及び特別委員会の委員長、会計係、地区監事、事務長、事務次長の選出

(2) 県連理事会に出席の地区代表理事及び県連盟役員推薦委員会委員の選出

(3) 地区事業報告及び事業計画の承認

(4) 地区会計決算及び予算の承認

(5) 地区規約改正の承認

(6) その他、承認及び重要事項の審議

４ 地区協議会の議員は次のとおりとする。

(1) 名誉地区協議会長及び名誉地区副協議会長

(2) 地区協議会長及び地区協議会副会長

(3) 参与及び相談役

(4) 地区委員長及び地区副委員長

(5) 地区コミッショナー及び地区副コミッショナー

(6) 団担当コミッショナー

(7) 運営委員会及び特別委員会の委員長

(8) 会計係

(9) 地区監事

(10) 事務長、事務次長

(11) 各団委員長

(12) 各隊長

(13) 地区代表理事（地区、同副及び団担当コミッショナーは兼務できない。）

５ 地区総会の定足数は議員総数の過半数(委任状を含む)とし、その議決は出席議員の多数決による。可否同数の時は、議長がこれを決する。ただし、地区規約の制定及び改廃は出席議員の３分の２以上の同意を必要とする。

６ 議員はあらかじめ示された議案につき、その賛否を明らかにした委任状によって、他の出席議員に決議権の行使を委任することができる。

第５条（地区委員会）

　　地区の目的を達成し、地区総会の承認を得た計画に従い運営するために地区委員会を設ける。

２ 地区委員会は地区役員をもって構成する。

３ 地区委員会は地区委員長の招集により随時開催し、地区委員長が議長となる。

４ 地区委員会の定足数は過半数(委任状を含む)とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは議長がこれを決する。

第６条（団委員長会同）

地区委員会は地区を効果的かつ円滑に運営するために、団委員長会同を開催する。

２ 地区委員長は団委員長会同を招集し、議長となる。

３ 地区委員長は団委員長会同で地区委員会の協議事項及び地区事業の進捗状況について報告し、各加盟団間の調整を行う。

４ 各加盟団は団委員長会同において、地区委員会に対し意見等を述べることができる。

５ 団委員長会同の構成は次のとおりとする。

(1) 地区委員長及び地区副委員長

(2) 地区コミッショナー

(3) 団担当コミッショナー

(4) 地区代表理事

(5) 運営委員長及び特別委員長

(6) 会計係

(7) 団委員長

(8) 事務長

(9) 地区委員長が要請した者

第７条（運営委員会、特別委員会）

 地区委員会は下部機構として運営委員会及び特別委員会を設ける。

２ 運営委員会は地区委員会より委任された任務を、下記の区分に従い分担する。

(1) 総務に関する事項

(2) スカウト活動に関する事項

(3) 進歩に関する事項

(4) 信仰奨励に関する事項

(5) 健康安全に関する事項

(6) 指導者養成に関する事項

(7) 組織に関する事項

(8) 広報に関する事項

３ 運営委員会の名称及び具体的な任務は別表1のとおりとする。

４ 特別委員会は特定事項について地区委員会から委任された任務を行うため、必要の都度設ける。

第８条（地区役員）

地区役員は次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地区協議会長及び地区協議会副会長

(2) 地区委員長及び地区副委員長

(3) 地区コミッショナー及び地区副コミッショナー

(4) 団担当コミッショナー

(5) 地区代表理事

(6) 運営委員長及び特別委員長

(7) 会計係

(8) 地区監事

(9) 事務長、事務次長

２ 地区協議会総会で選出された地区役員の任期は次年度の地区協議会総会終了までとし再任を妨げない。ただし、地区委員長及び地区代表理事の任期は次年度の県連盟総会までとする。

３ 地区役員に欠員を生じた場合の補充または、一時的な地区役員の増員は地区協議会において行う。

４ 補充による役員の任期は前任者の残任期間とし、一時的な増員による役員の任期は地区協議会の定めるところによる。

第９条（地区協議会長及び地区協議会副会長）

地区協議会長は地区総会において選出され、地区内の本運動を代表する。

２ 地区協議会副会長は地区総会において選出され、地区協議会長を補佐し、地区協議会長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

第10条（地区委員長、地区副委員長及び地区代表理事）

地区委員長、地区副委員長及び地区代表理事は地区総会において選出される。

２ 地区委員長は地区委員会を主宰し議長となる。

３ 地区副委員長は地区委員長を補佐し、地区委員長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

４ 地区委員長、地区副委員長及び地区代表理事は隊指導者を兼務できない。

５ 地区委員長及び地区代表理事は70歳に達する任期の最終年度、地区総会終了の時を限度とする。

６ 地区委員長、地区代表理事としての任期は４年を超えることができない。ただし、地区委員長は特例として１年の延長を認めることができる。

第11条（地区コミッショナーの委嘱及び任務等）

　 地区コミッショナーは県連盟コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て連盟長が委嘱する。

２ 地区コミッショナーの任期は2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は6月30日とする。

３ 地区コミッショナーの推薦にあたっては次のことを考慮する。

(1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。

(2) 本運動の経験及び知識を有すること。

(3) 地区内の教育指導にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。

(4) コミッショナー研修所を修了した者又は就任後できるだけ速やかにコミッショナー研修所を修了できる者であること。

４ 地区コミッショナーの任務は次のとおりとする。（詳細は別表2）

(1) 地区コミッショナーは地区における本運動が日本連盟と県連盟の規定に従い展開するよう努めるとともに、地区内の指導者に対して助言及び指導を行う。

(2) 地区コミッショナーは地区委員会の下で、スカウト教育について純正な推進を図り、地区委員会に対して責任を負うとともに、教育・指導面で地区を代表する。

(3) 地区コミッショナーは地区副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対して指導及び助言を行う。

(4) 地区コミッショナーは地区内のコミッショナーと協力し、団に対して助言及び指導並びに援助を行う。

第12条（地区副コミッショナーの委嘱及び任務等）

　 地区副コミッショナーは必要に応じて地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、県連盟理事会の議を経て連盟長が委嘱する。

２ 地区副コミッショナーは地区コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行う。

３ 地区副コミッショナーの任期、推薦条件等は地区コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴についてはコミッショナー研修所をウッドバッジ実修所と読み替えて適用する。

第13条（団担当コミッショナーの委嘱及び任務等）

　 団担当コミッショナーは地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、県連盟理事会の議を経て連盟長が委嘱する。

２ 団担当コミッショナーの任期、推薦条件等は、地区コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴についてはコミッショナー研修所をウッドバッジ実修所と読み替えて適用する。

３ 団担当コミッショナーは地区コミッショナーの助言と指導を受け、担当する団及び隊が日本連盟及び県連盟の方針に従い、効果的にプログラムが実施されるように団の訪問や巡回を通して団委員会及び隊指導者に協力し、助言及び指導並びに援助を行う。

４ 団担当コミッショナーはおおむね3～5個団に1人を委嘱する

第14条（運営委員長及び特別委員長）

運営委員会及び特別委員会の委員長は地区協議会総会において選出する。

２ 委員長はその委員会を主宰する。

３ 任期は１年とし、４年を超えることはできない。

第15条（会計係）

会計係は地区協議会総会において選出する。

２ 会計係は地区の経理を担当し、資金を保管するとともに物品を管理する。

第16条（地区監事）

地区監事は地区協議会総会において選出する。

２ 地区監事は会計係より提出された会計書類及び物品の管理状況を監査し、その結果を地区協議会総会で報告する。

第17条（事務長及び事務次長）

事務長及び事務次長は地区協議会総会において選出する。

２ 事務長は日本連盟、県連盟、地区のすべての規約及び方針を遵守し、地区委員長の議定のもとに地区の事務を執行する。

３ 事務長は地区協議会長、地区委員長及び地区コミッショナーと協力し、地区の機能発揮につとめる。

４ 事務長は団委員長及び指導者とも密接な連携を保ち、地区運営の円滑化を図る。

５ 事務長は県連盟事務局長に対し援助協力する。

６ 事務次長は地区事務長を補佐し、指示された業務を分担する。

第18条（運営委員会及び特別委員会の委員）

運営委員会及び特別委員会の委員は地区委員会の議を経て、任期1年を定めて地区委員長が委嘱する。

２ 委員に欠員を生じた場合の補充は地区委員会において行う。

３ 補充又は増員による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４ 委員は必ずしも加盟員である必要はないが、少なくとも18歳以上でなければならない。

第19条（その他委員会）

　 日本連盟及び県連盟表彰に関する地区からの推薦者を審議するため地区表彰推薦委員会を設置する。

２ 地区表彰推薦委員会の構成、担当業務等は、別に定める地区表彰推薦規程による。

３ 地区表彰の推薦者を審議するため地区表彰委員会を設置する。

４ 地区表彰委員会の構成、担当業務等は、別に定める地区表彰規程による。

５ 日本連盟への加盟登録申請について加盟団を審査するため加盟登録審査委員会を設置する。

６ 加盟登録審査委員会の構成、担当業務等は、別に定める地区加盟登録審査規程による。

７ スカウト及び指導者に対する地区の面接を実施するため地区面接委員会を設置する。

８ 地区面接委員会の構成担当業務は、別に定める地区面接実施規程による。

９ 地区協議会長、地区委員長等の候補者を選考推薦するため地区協議会長・地区委員長等選考委員会を設置する。

10 地区協議会長・地区委員長等選考委員会の設置及び運営は、別に定める地区協議会長・地区委員長等選考規程による。

第20条（技能章指導員）

　 技能章指導員はプログラムの特定部門について、専門知識を有し、その課目を通じてスカウトと接触することが適している者のうちから、地区委員会の議を経て地区委員長が委嘱する。

第21条（経理）

　 地区の資金及び会計は地区委員会の指示に従い維持され、かつ整理されなければならない。

２ 地区はその運営のため、分担金を加盟団に課することができる。ただし、その金額は地区協議会総会の議決を経て決定する。

３ その他、地区の資金の充足方法は地区委員会で定める。

４ 地区の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第22条（規定の制定）

地区規約第19条及びこの規約を施行するための規程は地区委員会の議決による。

第23条（制定及び改正）

　 地区規約の制定又は改正には県連盟理事会の承認を得なければならない。

附則　この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表1　(第７条第３項関係)：運営委員会の任務は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 運営委員会 | 任　　　　　　務 |
| 総務委員会 | ① 年間事業計画及び長期的事業計画に関すること② 地区が主催する行事の実施計画に関すること③ 各種組織の構成とその内容及び運営に関すること④ 年間財政計画及び長期的財政計画とその推進に関すること⑤ 資金造成とその維持に関すること⑥ 予算、決算に関すること⑦ 事務局に関すること⑧ その他、財政、地区の活性化及び他の委員会に属さないこと |
| スカウト活動委員会(障がい児スカウティング委員会） | 1. スカウト活動のプログラムに関すること
2. 各隊の夏季野営を始めとする野営及び野営地に関すること
3. 障がい児スカウティングに関すること
4. 奉仕活動に関すること
5. 女子スカウト対策に関すること
6. 環境教育に関すること

⑦　その他、スカウト活動に関すること |
| 進歩委員会 | 1. スカウトの進歩に関すること
2. 地区面接会に関すること
3. 団面接会の開催の推進に関すること
4. 技能章指導員、技能章考査員及び技能章考査に関すること
 |
| 信仰奨励委員会 | 1. 信仰奨励章に関すること
2. 宗教章に関すること
3. その他、信仰奨励に関すること
 |
| 健康安全委員会 | 1. スカウト活動における安全、衛生に関すること
2. 安全教育及び危険予知の研究に関すること
3. 各団に対する安全プログラムの支援に関すること
4. 保険に関すること
 |
| 指導者養成委員会 | 1. 年間指導者養成計画に関すること

② 地区が主催する指導者の研修会、研究会の計画及び運営に関すること③ 指導者と指導能力向上に関すること④ アダルトリソーシスの推進に関すること⑤ 指導者の登録・研修及び行事奉仕履歴に関すること⑥ その他、指導者養成に関すること |
| 組織委員会 | 1. ボーイスカウト運動の普及、組織拡張に関すること
2. 加盟登録に関すること
3. 団・隊の登録履歴に関すること
4. 他の団体との連絡、協議に関すること
5. 地区活性化対策の調査研究、実施状況の管理に関すること
6. 地区が主催する事業における活性化対策の観点からの支援・助言に関すること
 |
| 広報委員会 | ① ボーイスカウト運動の広報、ＰＲ活動に関すること1. 地区内の情報化及びネットワーク化に関すること
2. 県内他・地区との連絡、協調に関すること
3. 地区機関誌の編集に関すること
4. その他、広報に関すること
 |

別表２(第11条第４項関係)：地区コミッショナーの詳細な任務は、次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 1. 青年のプログラムに関すること

① 各部門のプログラム活動に関すること1. 野外教育(活動)に関すること
2. 奉仕活動に関すること
3. 安全に関すること
4. スカウトの国際交流・国際理解に関すること

⑥ その他スカウトのプログラムに関すること |
| ２．アダルトリソーシスに関すること① アダルトリソーシス方針の推進に関すること1. 指導者の人材開発、トレーニングの提供、学習の支援及び人材活用に関すること

③ セーフ・フロム・ハームに関すること④ その他指導者及びそのトレーニングに関すること |
| ３．組織及びコミュニケーションに関すること① 団等の加盟登録と審査に関すること② 制服及び記章の着用に関すること③ 団・隊の組織とコミュニケーションに関すること④ その他、他団体、地域社会等組織とのコミュニケーションに関すること　　　　　　 |
| ４．団と隊の指導・助言・援助に関すること  |